

令和6年度

まちぐるみ安全点検 報告書

～柳橋一丁目区域（ゾーン30指定区域）～



大和市
イベントキャラクター
「ヤマトン」

大和市

令和6年度「まちぐるみ安全点検」目次

1. 令和6年度 大和市まちぐるみ安全点検について	・・・	1
2. 令和6年度 まちぐるみ安全点検「要望一覧」	・・・	2
3. 令和6年度 まちぐるみ安全点検「要望箇所図」	・・・	3
4. ゾーン30 についての認識調査結果	・・・	4
5. 管理者連絡先一覧	・・・	5

大和市
イベントキャラクター
「ヤマトン」

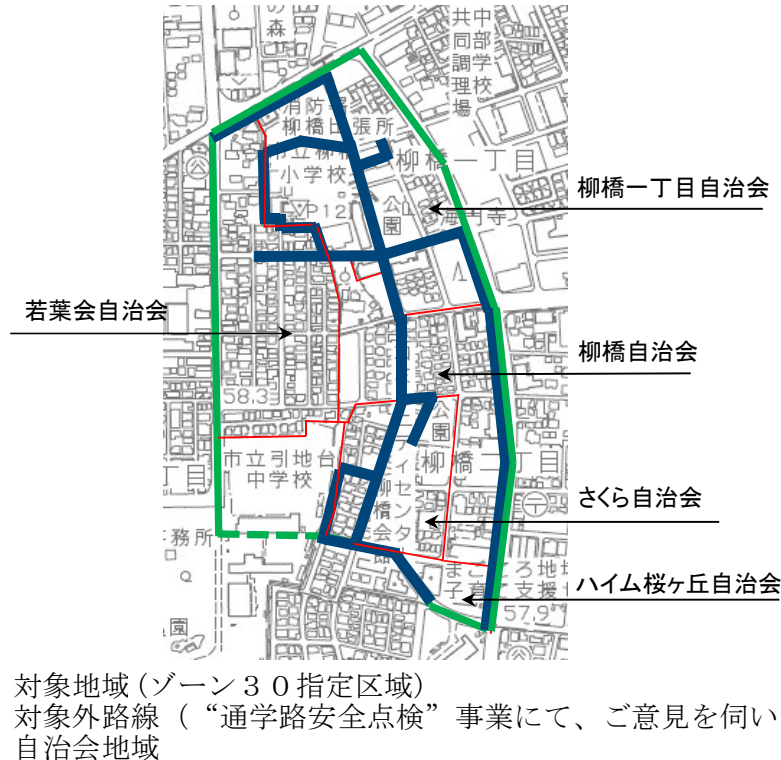


令和6年度 大和市まちぐるみ安全点検について

1. 目的

本事業は、歩行者の安全通行を確保するために県公安委員会が過年度に指定したゾーン30区域について、地域の方々を対象にアンケートを実施し、ゾーン30の効果を検証するとともに、交通安全・防犯の面から対策が必要と思われる箇所を抽出し、改善策を検討するものです。

2. 対象地区 柳橋一丁目地区内 ゾーン30指定区域



3. 活動内容

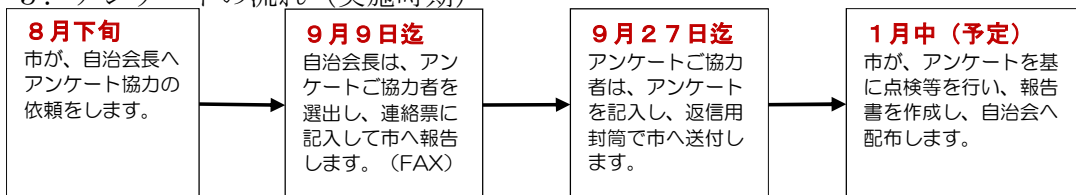
- ①危険箇所の抽出およびゾーン30認識調査のアンケートを実施しました。
- ②抽出された危険箇所等について、市担当課職員が現場点検を実施しました。
- ③市担当課にて、改善策の検討を実施しました。
危険箇所の詳細、改善策については、別紙「要望一覧表」をご確認ください。
- ④ゾーン30認識調査のアンケートのとりまとめを行いました。
アンケートの結果については、別紙「ゾーン30についての認識調査結果」をご確認ください。

4. アンケートのご協力者

5自治会

若葉会自治会、柳橋一丁目自治会、柳橋自治会、さくら自治会、ハイム桜ヶ丘自治会
10名

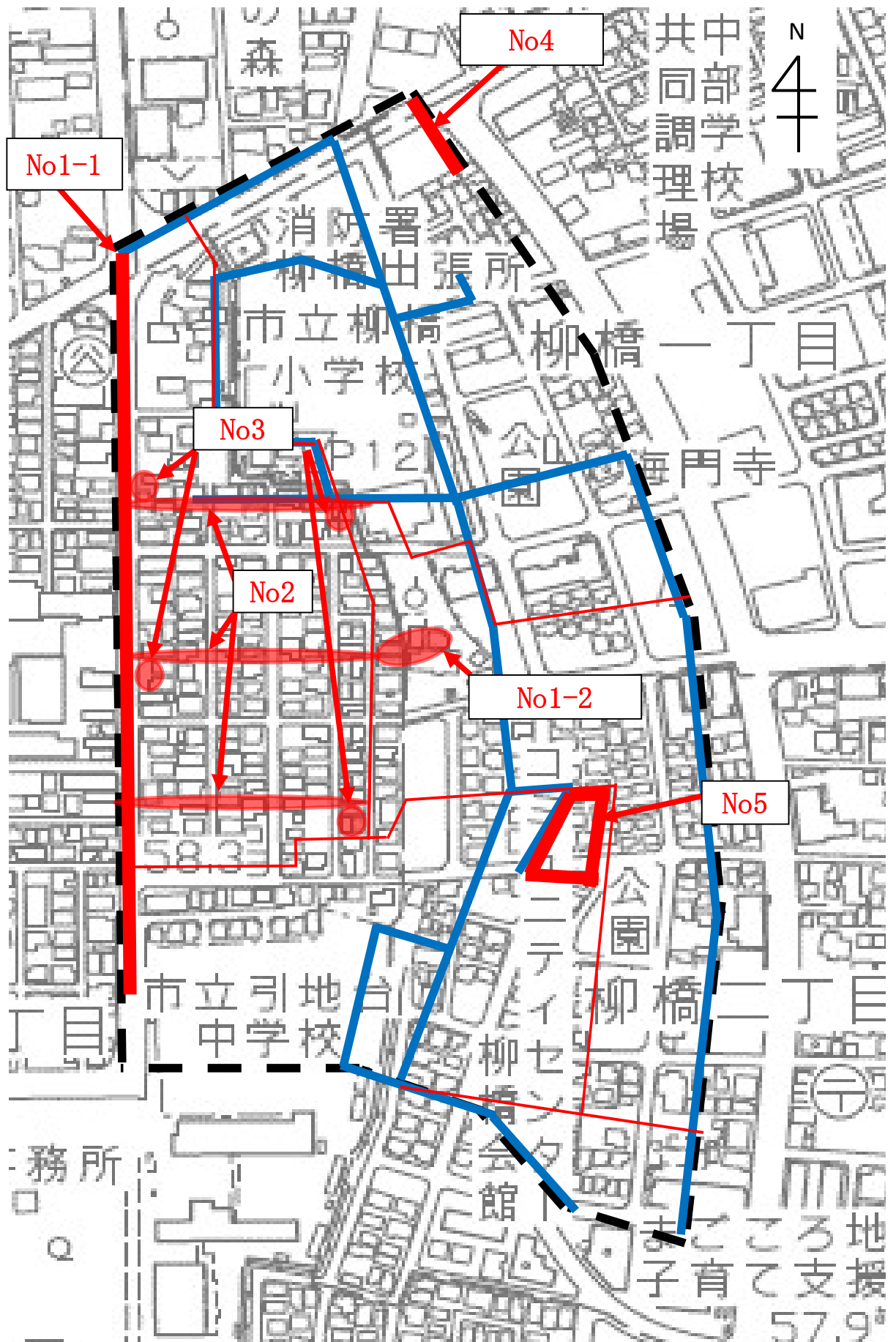
5. アンケートの流れ (実施時期)



6. 結果の公表

地域住民の交通安全・防犯に対する関心を高めるため、結果を市ホームページにて公表します。

令和6年度 まちぐるみ安全点検 「要望箇所図」
・柳橋一丁目地区（ゾーン30指定区域及び隣接地区）



令和6年度 まちぐるみ安全点検「要望一覧」

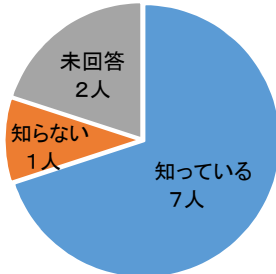
短期	次年度中に対応可能なもの。
中期	概ね5年以内の対応が可能なもの。
長期	検討・調整に時間を要するもの。

要望内容				市回答	
No	場所	現状・問題点	意見・改善策	市担当課	担当課回答
1 -1	柳橋小学校 柳橋四丁目3-1～21-9	引地台公園から柳橋交差点に至る歩道の状態が悪く、雨天時はタイルがすべりやすく、実際高齢者の転倒も多い。	県道部分のように雨天でもすべりにくいように改善が必要	道路安全対策課	市が管理する歩道においては、ご意見を参考に雨天時の利用状況を調査し検討して参ります。(長期)
1 -2	柳橋小学校 柳橋二丁目20-14付近	柳橋1丁目方向からの車かなりのスピードで通過するため、接する民家からのクレームが多い。標識等も少なくドライバーの意識も低い。	規制が難しければ道路上にスピード減速のマーク標示をつけてもらう	道路安全対策課	速度を落とさない車両が散見されるため、スピードを減速させる路面標示を順次設置してまいります。(短期)
2	柳橋小学校 柳橋4-2～4-15付近	3路線の車両なマナー違反です。スピード違反・逆走・警戒のつもりかクラクションを鳴らす。	40km/hを30km/hにすると死亡率が低下するとの事ですがさらに20km/hにすればケガの程度もさらに低下するのでは。	道路安全対策課	ご要望いただいた速度規制につきましては、警察の所管となりますので市から直接大和警察署に要望を伝えさせていただきます。ご質問等ございましたら、下記の連絡先より担当までお問い合わせください。(中期) 大和警察署 TEL:046-261-0110(代表)
3	柳橋四丁目2-16アパート？ 柳橋四丁目15-12アパート 柳橋四丁目16-18三田方 柳橋四丁目11-16小田方	長年空き家になっていて管理状態が悪く、ガラスが割られたり、建物の一部が破損している。特に現場は小学校、中学校の通学路になっていることから防犯上及び火災予防上から早期に対策を講じる必要がある。	空き家については、空き家対策特別措置法等を活用して家屋の持ち主に働きかけを行い家屋の解体等実施してもらいたい。上記4軒は、長年空き家になっていて近所の人々は困っていると思われる。	建築指導課	市内の空き家については、空き家法に基づく対応を進めているところです。今回ご報告いただいた案件については担当課と情報共有をいたします。なお、個別案件は市の建築指導課 建築安全係にご連絡をお願いします。 TEL:046-260-5427 (短期)
4	柳橋一丁目21-19	自転車は車道から歩道への表示があるが段差が高く危ない。	車道と歩道の段差を低くする。	道路安全対策課	段差の低い縁石に取り替えてまいります。(短期)
5	柳橋2-17	公園の管理が悪く、草ぼうぼう、木の枝で暗く危険。また、子供も遊べず治安上も問題がある。	公園の清掃管理の徹底及び防犯灯の設置が必要。	みどり公園課	公園の管理につきましては、定期的に樹木の剪定・清掃を行っております。担当課と情報共有をいたしますが個別案件は市のみどり公園課 公園管理事務所にご連絡をお願いします。 TEL:046-263-9221 (短期)

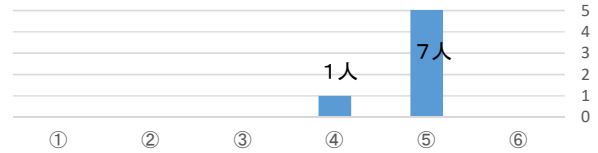
ゾーン30についての認識調査結果

ゾーン30について、参加者の皆様（計10名）に認識調査を実施させていただきました。
調査結果については、今後本市の事業を進める上で、参考とさせていただきます。

（1）ゾーン30を知っていますか。

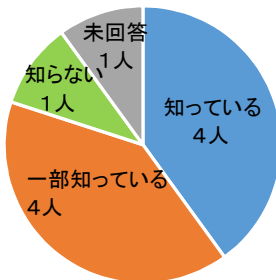


（2）ゾーン30をどこで知りましたか。

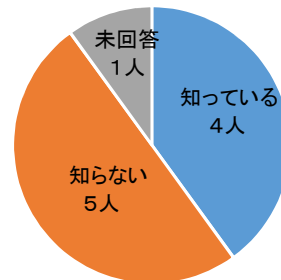


- ①大和市のホームページ
- ②警察署のホームページ
- ③それ以外のインターネットページ
- ④知人から
- ⑤現地の路面標示、標識を見て

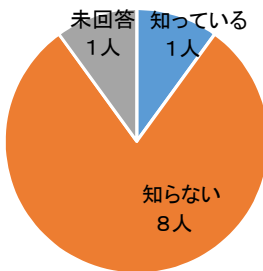
（3）ゾーン30の内容について知っていますか。
内容：ゾーン30は生活道路における歩行者等の安全確保のため、都道府県の公安委員会がゾーン（区域）を定め、最高速度30キロメートルの速度規制を実施し、ゾーン内の速度抑制や抜道利用の抑制を図るものです。



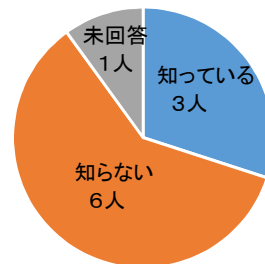
（4）自動車と歩行者が衝突した際、自動車の時速が時速30キロメートルを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇することを知っていますか。



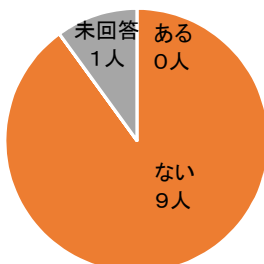
（5）大和市内には、ゾーン30指定地区が、11地区あることを知っていますか。



（6）お住いの地域（柳橋1丁目区域）が、平成25年にゾーン30指定されたことを知っていますか。



（7）アンケート対象地域については、平成25年にゾーン30の指定がされました。ゾーン30の指定前後、交通安全上、変化があった箇所はありますか。



【 貴重なご意見をありがとうございました。 】

管理者連絡先一覧 ～こんな時には、どこに連絡？～

※詳しくは、各管理者にご連絡ください。

5

内 容		管 理 者		連 絡 先
市道	カーブミラー・道路照明灯の設置	大和市	道路安全対策課 道路整備係	046-260-5409
	外側線、スクールゾーン標示やカラー舗装の設置・補修			
	「スピード注意」「児童に注意」などの看板の設置		道路安全対策課 交通安全・自転車対策係	046-260-5118
	カーブミラー・道路照明灯・看板・警戒標識の補修・清掃		道路管理課 維持補修係	046-260-5412
	道路や側溝の補修・清掃			
	街路樹の剪定			
	垣根（個人宅）の剪定の指導 ※道路へ樹木のはみ出しがある場合		道路管理課 許認可係	046-260-5404
市内	公園灯・時計の設置	大和市	みどり公園課 公園整備係	046-260-5450
	公園の樹木の剪定・公園灯の補修・維持管理など		みどり公園課 公園管理事務所	046-260-5780
	リサイクルステーションへの不法投棄の相談		環境管理センター廃棄物対策課 資源・廃棄物対策係	046-269-7343
	自主防犯活動支援に関すること		生活あんしん課 防犯対策強化推進係	046-260-5048
	防犯灯の補修・維持管理など ※設置に関しては、地域の自治会を通じてご要望ください。			
県道	県道40号、45号、50号、56号、451号に関すること	神奈川県	神奈川県厚木土木事務所 東部センター	0467-79-2800（代表）
国道	国道467号に関すること	国土交通省	横浜国道事務所 厚木出張所	046-221-0004
	国道246号、大和厚木バイパスに関すること		相武国道事務所 八王子出張所	042-645-5562
	国道16号に関すること			
	指示標示（横断歩道、停止線など）・規制標示（駐車禁止など）・規制標識（一方通行、車両進入禁止など）の設置・補修	大和警察署	交通課 交通総務係	046-261-0110（代表）
	信号機の設置・補修			
	一方通行規制、時間帯侵入禁止の指定			
	不審者など防犯に関すること		生活安全課 防犯係	



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

令和7年1月発行 大和市 街づくり施設部 道路安全対策課
大和市下鶴間一丁目1番1号 TEL 046-260-5406